

青森大学図書委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「大学」という）学則第57条により設置する図書館の適正な運営をおこなうために委員会を設置し、その運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 図書館の企画・運営の基本方針に関すること
- (2) 特別収書・公開講座・展示等図書館が主催して行う特別事業に関すること
- (3) その他図書館に関する重要なこと

(委員)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館次長
- (3) 専任教員 若干名
- (4) その他学長が指名する者 若干名

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会は、原則として年4回開催する。

- 2 図書館長が必要と認めるときは随時開催することができる。
- 3 会議は、図書館長が招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故あるときは、図書館次長が、図書館長及び図書館次長がともに事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、委員以外の教職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

第6条 委員会は、審議の結果を速やかに学長に報告する。

第7条 学長は、前条の報告について予算を伴うもの及び重要な事項は、理事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、事務局が処理する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。